

# 週刊エフアンドパートナーズ

平成30年6月4日号



## 「一般社団法人」と「株式会社」の違い

起業するにあたって、真っ先に思い浮かぶのは株式会社ですが、一般社団法人で起業される方も多くなっています。

それでは、一般社団法人とはどのような法人なのでしょうか。株式会社と異なる点を見ていきましょう。

### ～株式会社と一般社団法人の比較～

	株式会社	一般社団法人
設立者の最低員数	発起人1人以上	設立時社員2人以上
出資	必要的	任意的
設立費用(実費)	約20万円～	約11万円～
利益の分配	可	不可
知名度	高い	低い
メリット	取引上の信用力がある 上場ができる(資金調達が容易)	営利(配当行為)を主としないので、 公共性・信頼性が高い  認定を受ければ、公益社団法人への 移行が可能(税務面等優遇措置あり)
デメリット	設立費用が高い 公益性の高い事業は向かない	上場ができない(資金調達が難しい) 取引上の信用力が劣る

(一般社団法人が持つ公共性・信頼性を十分に活かすのであれば、教育や検定試験または審査格付け団体などでの起業が一般社団法人のメリットを活かせます。)

どちらの法人も行う事業内容に制約はないので、  
起業される事業によって設立する法人の種類をご検討いただくことをお勧めします。

### 法人登記についてのご相談はF&Partnersへ!

今週の  
お客様の声

依頼して  
良かった点は?

神戸市 くすのき様

信頼できる司法書士であり

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を!

